

「<七十七>ファンドラップ」にかかる資産承継特約の取扱開始について

株式会社七十七銀行（頭取 小林 英文）は、株式会社りそな銀行（社長 岩永 省一）と信託業務代理店契約を締結して取り扱いを行っている<七十七>ファンドラップ（投資一任契約）について、資産承継特約を追加し、6月10日(月)より取り扱いを開始しますので、下記のとおりお知らせいたします。

当行は、今後ともお客さまの幅広いニーズにお応えできるよう、商品・サービスの充実に努めてまいります。

記

1. 内容

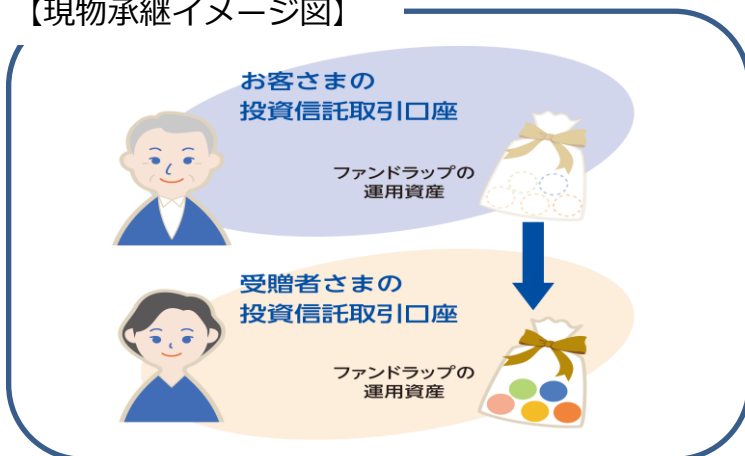
「人生100年時代」といわれる環境のもと、お客さまの長期・安定的な資産形成に対する意識が高まっていることを踏まえ、運用資産をつなぐことで、より長期的な資産形成が期待される新機能として、資産承継特約を<七十七>ファンドラップ（投資一任契約）に追加します。

2. 資産承継特約とは

<七十七>ファンドラップに付加することで、<七十七>ファンドラップ契約者の相続開始後、資産承継特約兼死因贈与契約に基づき、あらかじめ指定した受贈者に契約者のファンドラップの運用資産を以下の方法により、贈与することが可能となる特約です。

現物承継	お客さまがご契約されていた<七十七>ファンドラップの運用資産をそのまま受贈者さまに承継することをいいます。 注. 信託契約を用いずに、ファンドラップを現物承継するサービスは国内初の取扱いです。
キャッシュ承継	お客さまがご契約されていた<七十七>ファンドラップの運用資産の換金資金を受贈者さまに承継することをいいます。

【現物承継イメージ図】



【キャッシュ承継イメージ図】



3. 特約の概要

項目	内容
対象顧客	<七十七> ファンドラップを契約している個人のお客さま 注. 当初運用開始日の翌日以降、特約の追加が可能となります
受贈者	<七十七> ファンドラップを契約しているお客さまの推定相続人 1名 (お客さまについて相続が開始した場合に相続人となるべき者をいいます。)
対象コース	スタンダードコースおよびプレミアムコース
費用	資産承継特約の付加により、追加でご負担いただく費用はございません
特約の終了	以下の事象等により特約が終了となります ・ 贈与者が特約解除の申込を行った場合や、<七十七> ファンドラップの契約が終了した場合 ・ 贈与を執行する事が不適切であるとりそな銀行が判断した場合 ・ 受贈者の死亡や、贈与者の死亡後に受贈者が所定の期限内に所定の通知を行わなかった場合
その他	代理人特約との併用が可能です

4. 取扱開始日

2024年6月10日(月)

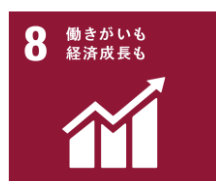
5. 取扱店

東北地区の全営業店（J R 仙台出張所、加茂出張所および仙台空港出張所を除きます。）
および札幌支店（合計136カ店）

【<七十七> ファンドラップ資産承継特約に関するご注意事項】

- ・ 資産承継特約のご利用にあたっては、あらかじめお客さまとりそな銀行との間で<七十七> ファンドラップ投資一任契約の締結が必要です。
- ・ お客さまの相続開始後、お客さまの他の相続人の遺留分が侵害されている場合、死因贈与を受けた受贈者さまが、その相続人から遺留分侵害額に相当する金銭の支払請求を受ける可能性があります。相続人の遺留分について十分考慮いただいたうえで、資産承継特約をお申込みください。
- ・ <七十七> ファンドラップ投資一任契約締結の際と同様に、七十七銀行は、りそな銀行との代理店契約に基づき、りそな銀行の代理店としてお客さま、受贈者さまとりそな銀行との間の資産承継特約の締結の代理をいたします。

(関連するSDGs)



SDGs (Sustainable Development Goals)

2015年9月に、国連に加盟する全ての国が全会一致で採択した国際目標であり、17のゴールと、169のターゲットから構成されています。

七十七グループは2020年7月に「七十七グループのSDGs宣言 ～もっと、ずっと、地域と共に。～」を表明し、SDGsに対する取組みを更に強化するため、2021年10月より「SDGs実践計画」を策定しております。